

平成 27 年度
第 1 回 茨木市 スポーツ 推進 審議会

資 料

案件 1 関係

- ①茨木市スポーツ推進審議会委員名簿 1
- ②茨木市スポーツ推進審議会条例 2～3
- ③茨木市審議会等の会議の公開に関する指針 4～5
- ④茨木市スポーツ推進審議会傍聴要領 6

案件 2 関係

(1)

- ⑤平成 26 年度事務・事業実績報告 7
- ⑥平成 27 年度事務・事業執行計画 8
- ⑦平成 26 年度スポーツ施設利用状況 9～11
- ⑧スポーツ施設修繕等計画等 12
- ⑨スポーツ推進課所管施設の指定管理 13

(2)

- ⑩平成 27 年度スポーツ推進課スポーツ関係補助金 14～16

(3)

- ⑪スポーツ基本法 17～23
- ⑫スポーツ基本計画（概要） 25～28
- ⑬第 5 次茨木市総合計画 29～30

(4)

- ⑭スポーツに関する市民意識調査（案） 32～49
- ⑮茨木市民のスポーツ・体育施設等に関する意識調査 50～57

（平成 3 年 10 月実施）

案件 3 関係

- ⑯スポーツ推進計画策定スケジュール（案） 58

平成27・28年度 茨木市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：平成27年6月1日～平成29年5月31日

| 氏 名 | 所 属 団 体 等 |
|---------|---|
| 松 井 健 | 追手門学院大学基盤教育機構 教授 スポーツ研究センター 所長 |
| 三 浦 恵 子 | 梅花女子大学 名誉教授 |
| 桂 千 恵 子 | 大阪体育協会 副会長 大阪府スポーツ推進審議会 委員 大阪府障がい者スポーツ振興協会 理事 |
| 羽 東 孝 | 茨木市体育協会 会長 |
| 西 村 秀 二 | 茨木市スポーツ少年団 本部長 |
| 小 林 満 | 茨木市スポーツ推進委員協議会 会長 |
| 西 田 政 弘 | 茨木市公民館長連絡協議会 会長 (水尾公民館 館長) |
| 長 尾 雅 子 | 特定非営利活動法人 茨木東スポーツクラブ レッツ 理事長 |
| 高 橋 明 | 特定非営利活動法人 アダプテッドスポーツ・サポートセンター 理事長 |
| 松 元 利 男 | 茨木市立小学校長会 (春日小学校 校長) |
| 長 田 功 | 茨木市立中学校長会 (東中学校 校長) |
| 阪 本 武 | 市民公募 |
| 奥 野 廣 | 市民公募 |

茨木市スポーツ推進審議会条例

平成12年3月23日

茨木市条例第12号

茨木市スポーツ振興審議会委員定数等に関する条例（昭和37年茨木市条例第18号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、茨木市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市長の諮問に応じること。
- (2) 市のスポーツ推進計画に関すること。
- (3) その他スポーツに関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体から推薦された者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、特別の事項に関する調査又は審議を分掌させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民文化部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第37号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第14号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第25号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第10号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において茨木市スポーツ推進審議会の委員である者の任期は、この条例による改正前の茨木市スポーツ推進審議会条例第4条の規定にかかわらず、その日に満了する。

茨木市審議会等の会議の公開に関する指針

(趣旨)

第1 この指針は、茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号。以下「条例」という。）第29条に規定する会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象となる会議)

第2 公開の対象となる会議は、市民、学識経験者等で構成され、法令、条例、規則又は要綱の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された機関（以下「審議会等」という。）の会議とする。

(会議の公開の基準)

第3 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 会議において、次に掲げるいずれかの情報について審議する場合

- ア 個人に関する情報（条例第7条第1号）
- イ 法人等に関する情報（条例第7条第2号）
- ウ 任意の提供に関する情報（条例第7条第3号）
- エ 公共の安全等に関する情報（条例第7条第4号）
- オ 審議、検討等に関する情報（条例第7条第5号）
- カ 事務又は事業に関する情報（条例第7条第6号）
- キ 法令等の規定による情報（条例第7条第7号）

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(公開・非公開の決定)

第4 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行う。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会場に傍聴席を設ける。
- 3 審議会等は、原則として事前に傍聴を希望する者のうちから先着順に予約を受け付け、傍聴を認めるものとする。
- 4 審議会等は、会議の開催時間中に、傍聴者を対象とした一時保育を実施するように努めるものとする。
- 5 審議会等の長は、公開する会議の審議に関して提出された資料を傍聴者が閲覧できるようにするものとする。

- 6 審議会等の長は、傍聴者の希望に応じて、前項の資料を傍聴者に配布することができる。
- 7 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に当たって守るべき事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

- 第6 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- 2 審議会等は、第5第4項に定める一時保育の手続を行う場合は、会議開催予定日の3週間前までに、前項の公表を行うものとする。
- 3 会議の開催の公表は、掲示場への掲示、市ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。
- 4 会議開催の公表事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 傍聴定員
- (6) 傍聴手続の方法
- (7) 一時保育に関する事項
- (8) その他必要な事項

(会議録の作成)

- 第7 審議会等は、会議の終了後1か月以内に、会議録を作成するものとする。

(会議録の閲覧等)

- 第8 審議会等は、会議録及び会議資料等を市民の閲覧に供することにより、会議の結果を公表するものとする。ただし、第3各号に掲げる情報に係る会議録及び会議資料については、この限りでない。

- 2 会議の結果の公表は、市ホームページへの掲載、情報ルームへの設置等の方法により行うものとする。

(運用状況の公表)

- 第9 市長は、審議会等の会議公開の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

附 則

この指針は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成22年4月1日から実施する。

茨木市スポーツ推進審議会傍聴要領

1. 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第受付を終了します。

2. 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3. 会議を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、意見を表明したり、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕などを掲げないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) 携帯電話その他鳴動する機器の電源は、必ず切ること。

平成26年度事務・事業実績報告

市民文化部スポーツ推進課

| 月 | 日 | 事務・事業内容 | H26実績 | H25実績 | H24実績 |
|----|-------------|--------------------------|--------|--------|--------|
| 4 | 4/6 | 市民インディアカ大会 | 244 | 180 | 162 |
| | 4/6~4/20 | 市民テニス大会 | 198 | 288 | 224 |
| | 4/13~4/27 | 市民バレーボール大会 | 504 | 517 | 517 |
| | 4/13~4/26 | 茨木ライオンズ旗公民館区対抗ソフトボール大会 | 601 | 561 | 582 |
| | 4/15~7/4 | 第1期市民体育館スポーツ教室 | 780 | 681 | 636 |
| 5 | 5/11 | 市民ソフトテニス大会 | 186 | 130 | 126 |
| | 5/11 | クイーンズカップ3点バレーボール大会 | 127 | 131 | 159 |
| | 5/12~7/25 | 第1期南市民体育館スポーツ教室 | 140 | 129 | 112 |
| | 5/18 | 市民ソフトバレーボール大会 | 320 | 270 | 322 |
| | 5/25 | 茨木ライオンズ旗公民館区対抗3点バレーボール大会 | 213 | 270 | 172 |
| 6 | 6/7~ | 茨木市夏季少年軟式野球大会 | | 1,040 | 980 |
| | 6/8~6/22 | 市民バスケットボール大会 | 1,180 | 834 | 1,044 |
| | 6/9 | 市長杯ゴルフ大会 | 240 | 160 | 239 |
| | 6/14, 15 | 市民陸上競技大会 | 2,102 | 2,017 | 2,106 |
| | 6/22 | 少年剣道大会 | 239 | 371 | 259 |
| 7 | 7/20~1/27 | 市長旗争奪軟式野球大会 | 2,200 | 2,250 | 2,450 |
| | 7/20~8/2 | 少年バレーボール大会 | 596 | 801 | 681 |
| | 7/29 | スポーツ推進審議会 | 18 | 18 | 19 |
| 8 | 8/17 | 市民水泳大会 | 379 | 770 | 670 |
| 9 | 9/1~11/14 | 第2期南市民体育館スポーツ教室 | 145 | 162 | 148 |
| | 9/8~11/29 | 第2期市民体育館スポーツ教室 | 780 | 730 | 660 |
| | 9/14 | 少年柔道大会 | 101 | 49 | 45 |
| | 9/21~10/26 | 地区スポーツ・レクリエーション大会 | 43,230 | 44,815 | 43,039 |
| 10 | 10/5~12/24 | 市民ソフトボール大会 | 850 | 950 | 1,000 |
| | 10/19~10/26 | 公民館区対抗ソフトボール大会 | 590 | 中止 | 559 |
| | 10/26 | 市民ウォークラリー大会 | 53 | 29 | 23 |
| 11 | 11/1 | 市民ゲートボール大会 | 65 | 75 | 85 |
| | 11/9 | 市民卓球大会 | 416 | 348 | 312 |
| | 11/15 | 市民グラウンドゴルフ大会 | 224 | 227 | 232 |
| | 11/16 | 公民館区対抗3点バレーボール大会 | 603 | 672 | 669 |
| | 11/24 | 市民スポーツフェスティバル | 1,439 | 1,196 | 1,387 |
| 1 | 1/5~3/20 | 第3期南市民体育館スポーツ教室 | 134 | 191 | 147 |
| | 1/10~3/30 | 第3期市民体育館スポーツ教室 | 753 | 695 | |
| | 1/11~3/15 | 市民サッカー大会 | | 150 | 800 |
| | 1/18 | 市民マラソン大会 | 963 | 1,059 | 811 |
| | 1/24 | 少年バドミントン大会 | 335 | 303 | 267 |
| 2 | 2/1 | 市民バドミントン大会 | 254 | 210 | 236 |
| | 2/15 | 市民剣道大会 | 388 | 371 | 385 |
| 3 | 3/10 | 少年スポーツ指導者研修会 | 58 | 43 | 45 |
| | 3/20 | スポーツ推進審議会 | 16 | 18 | 18 |
| | 3/24 | 生涯スポーツ指導者養成講習会 | 59 | 43 | 68 |

平成27年度事務・事業執行計画

市民文化部スポーツ推進課

| 月 | 日 | 事務・事業内容 |
|-----|--------|--------------------------|
| 4 | 4/5～ | 市民テニス大会 |
| | 4/12 | 市民インディアカ大会 |
| | 4/19～ | 市民バレーボール大会 |
| | 4/12～ | 茨木ライオンズ旗公民館区対抗ソフトボール大会 |
| | 4月～ | 第1期市民体育館スポーツ教室 |
| 5 | 5月～ | 第1期南市民体育館スポーツ教室 |
| | 5/9 | クイーンズカップ3点バレーボール大会 |
| | 5/10 | 市民ソフトテニス大会 |
| | 5/17 | 市民ソフトバレーボール大会 |
| | 5/23～ | 市民陸上競技大会 |
| | 5/24 | 茨木ライオンズ旗公民館区対抗3点バレーボール大会 |
| | 5/31～ | 茨木市夏季少年軟式野球大会 |
| 6 | 6/8～ | 市民バスケットボール大会 |
| | 6/8 | 市長杯ゴルフ大会 |
| | 6/18 | 第1回スポーツ推進審議会 |
| 7 | 7月 | 市長旗争奪軟式野球大会 |
| | 7/5 | 少年剣道大会 |
| | 7/20～ | 少年バレーボール大会 |
| 8 | 8/23 | 市民水泳大会 |
| | 8月 | 第2回スポーツ推進審議会 |
| 9 | 9月～ | 第2期市民体育館スポーツ教室 |
| | 9月～ | 第2期南市民体育館スポーツ教室 |
| | 9月～ | 地区スポーツ・レクリエーション大会 |
| | 9月 | 第3回スポーツ推進審議会 |
| | 9月 | 少年柔道大会 |
| 10 | 10/18～ | 公民館区対抗ソフトボール大会 |
| | 10月 | 市民ソフトボール大会 |
| | 10月 | 市民ウォークラリー大会 |
| 11 | 11月 | 市民グラウンドゴルフ大会 |
| | 11月 | 市民卓球大会 |
| | 11月 | 市民ゲートボール大会 |
| | 11月 | 第4回スポーツ推進審議会 |
| | 11/22 | 公民館区対抗3点バレーボール大会 |
| | 11/23 | 市民スポーツフェスティバル |
| | 12 | 12月～ |
| 12月 | | 第5回スポーツ推進審議会 |
| 1 | 1月～ | 第3期南市民体育館スポーツ教室 |
| | 1/17 | 市民マラソン大会 |
| | 1月 | 市民サッカー大会 |
| | 1月 | 少年バドミントン大会 |
| 2 | 2月～ | 市民バドミントン大会 |
| | 2月 | 第6回スポーツ推進審議会 |
| | 2月 | 市民剣道大会 |
| 3 | 3月 | 生涯スポーツ指導者養成講習会 |
| | 3月 | 少年スポーツ指導者研修会 |

平成26年度 スポーツ施設利用状況

| 体育館等 | 区分 | アリーナ系 | | 卓球系 | | 板間 | | 貸 | | トレーニング系 | | 会議室 | | 研修室 | | 合計 | | |
|----------------------------|------|-------|---------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|---------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|---------|--------|
| | | 団体(件) | 人数 | 団体(件) | 人数 | 団体(件) | 人数 | 団体(件) | 人数 | 団体(件) | 人数 | 団体(件) | 人数 | 団体(件) | 人数 | 団体(件) | 人数 | |
| 市民(中央) 指定管理 H21.4.1～ | 室名 | 第1体育室 | | 第2体育室 | | 第3体育室 | | 第4体育室 | | 第5体育室 | | 会議室 | | 研修室 | | 合計 | | |
| | 専用使用 | 1,346 | 41,600 | 223 | 9,869 | 1,049 | 29,279 | 905 | 21,718 | 58 | 309 | 288 | 5,446 | — | — | 3,869 | 108,221 | |
| | 個人使用 | — | — | — | 20,758 | — | 52 | — | 345 | — | — | — | — | — | — | — | — | 40,304 |
| | 計 | 1,346 | 41,600 | 223 | 30,627 | 1,049 | 29,331 | 905 | 22,063 | 58 | 309 | 288 | 5,446 | — | — | 3,869 | 148,525 | |
| 東 指定管理 H21.4.1～ | 室名 | アリーナ | | 体育室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 合計 | | |
| | 専用使用 | 1,384 | 35,941 | — | — | 802 | 32,046 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 83,639 | |
| | 個人使用 | — | 2,194 | — | — | — | 3,928 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 14,416 | |
| | 計 | 1,384 | 38,135 | — | — | 802 | 35,974 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 98,055 | |
| 福井 | 室名 | 体育室 | | 卓球室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 合計 | | |
| | 専用使用 | 787 | 14,857 | — | — | 807 | 12,141 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 26,998 | |
| | 個人使用 | — | 237 | — | — | — | 2,800 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 8,479 | |
| | 計 | 787 | 15,094 | — | — | 807 | 14,941 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 35,477 | |
| 南 | 室名 | アリーナ | | 卓球室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 合計 | | |
| | 専用使用 | 1,099 | 29,114 | — | — | 636 | 11,234 | — | — | — | — | 159 | 4,347 | 172 | 4,751 | 2,066 | 49,446 | |
| | 個人使用 | — | 2,208 | — | 6,795 | — | 2,677 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 24,310 | |
| | 計 | 1,099 | 31,322 | — | 6,795 | 636 | 13,911 | — | — | — | — | 159 | 4,347 | 172 | 4,751 | 2,066 | 73,756 | |
| 西河原公園 | 室名 | 屋内運動場 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 多目的室 | | 合計 | | |
| | 専用使用 | 1,173 | 22,905 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 22,905 | |
| | 個人使用 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | |
| | 計 | 1,173 | 22,905 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 22,905 | |
| 合計 | 専用使用 | 5,789 | 144,417 | 223 | 9,869 | 3,294 | 84,700 | 905 | 21,718 | 365 | 6,449 | 612 | 13,850 | 430 | 10,206 | 11,618 | 291,209 | |
| | 個人使用 | — | 4,639 | — | 27,553 | — | 9,457 | — | 345 | — | 45,515 | — | 0 | — | 0 | — | 87,509 | |
| | 計 | 5,789 | 149,056 | 223 | 37,422 | 3,294 | 94,157 | 905 | 22,063 | 365 | 51,964 | 612 | 13,850 | 430 | 10,206 | 11,618 | 378,718 | |

平成26年度 スポーツ施設利用状況

| 運動広場 公園広場等 | 区分 | 運動場 | | 庭球場 | | フットサル | | 弓道場 | | 宿泊室 | | 多目的室 | | 倶楽室 | | 計 | | |
|---------------|-------|-----------|---------|-----------|---------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|--------|-----------|---------|-----------|
| | | 団体(件) | 人数 | 団体(件) | 人数 | 団体(件) | 人数 | 団体(件) | 人数 | 団体(件) | 人数 | 団体(件) | 人数 | 団体(件) | 人数 | 団体(件) | 人数 | |
| 運動広場 | 若 岡 | 582 | 41,876 | | | | | | | | | | | | | 582 | 41,876 | |
| | 福 井 | 739 | 31,282 | 5,364 | 27,371 | | | | | | | | | | | 6,103 | 58,653 | |
| | 春日丘 | 694 | 36,590 | 5,833 | 26,043 | | | 2,439 | 7,374 | | | | | | | 8,966 | 70,007 | |
| | 東 雲 | 598 | 37,340 | 5,788 | 36,255 | | | | | | | | | | | 6,386 | 73,595 | |
| | 桑 原 | 344 | 17,757 | 3,202 | 14,651 | 343 | 5,581 | | | | | | | | | 3,889 | 37,989 | |
| | 計 | 2,957 | 164,845 | 20,187 | 104,320 | 343 | 5,581 | 2,439 | 7,374 | | | | | | | 25,926 | 282,120 | |
| | 公園広場 | 中 央 | 820 | 516,011 | 5,961 | 47,435 | | | | | | | | | | | 6,781 | 563,446 |
| | | 北 | 976 | 510,892 | | | | | | | | | | | | | 976 | 510,892 |
| | | 小計 | 1,796 | 1,026,903 | 5,961 | 47,435 | | | | | | | | | | | 7,757 | 1,074,338 |
| | | 郡 山 | | | 376 | 5,363 | | | | | | | | | | | 376 | 5,363 |
| 南 | | 611 | 21,495 | 3,624 | 23,368 | | | | | | | | | | | 4,235 | 44,803 | |
| 北 | | 893 | 34,110 | 5,009 | 24,795 | | | | | | | | | | | 5,902 | 58,905 | |
| 小計 | | 1,504 | 55,605 | 8,633 | 48,163 | | | | | | | | | | | 10,137 | 103,768 | |
| 若 岡 | | 542 | 23,756 | 6,798 | 45,553 | | | | | | | | | | | 7,340 | 69,309 | |
| 大 | | 784 | 40,941 | | | | | | | | | | | | | 784 | 40,941 | |
| 小 | | 487 | 16,042 | | | | | | | | | | | | | 487 | 16,042 | |
| 小計 | 1,271 | 56,983 | | | | | | | | | | | | | 1,271 | 56,983 | | |
| 沢良宜 | 355 | 11,587 | | | | | | | | | | | | | 355 | 11,587 | | |
| 水 尾 | 600 | 18,737 | | | | | | | | | | | | | 600 | 18,737 | | |
| 計 | 6,068 | 1,193,571 | 21,768 | 146,514 | | | | | | | | | | | 27,836 | 1,340,085 | | |
| 冠頂寺スポーツ公園 | 187 | 7,900 | 2,440 | 9,921 | | | 394 | 4,736 | | 269 | 4,156 | 72 | 636 | | 3,362 | 27,349 | | |
| 運動広場等 合計 | 9,212 | 1,366,316 | 44,395 | 260,755 | 343 | 5,581 | 2,439 | 7,374 | | 269 | 4,156 | 72 | 636 | | 57,124 | 1,649,554 | | |

平成26年度 スポーツ施設利用状況

| ブール | 区分 | 温水期(4/1~6/30、9/11~翌年3/31) | | | 夏期(7/1~9/10) | | | 合計 | | | | | |
|-----|-----|---------------------------|--------|--------|--------------|-----|---------|--------|---------|-----|---------|---------|---------|
| | | 開場日 | 一般 | 水泳教室 | 計 | 開場日 | 一般 | 水泳教室 | 計 | 開場日 | 一般 | 水泳教室 | 計 |
| 中条 | 大人 | | | | | 72 | 7,679 | — | 7,679 | | 7,679 | 0 | 7,679 |
| | その他 | | | | | | 13,724 | — | 13,724 | 72 | 13,724 | 0 | 13,724 |
| | 計 | | | | | | 21,403 | — | 21,403 | | 21,403 | 0 | 21,403 |
| 五十鈴 | 大人 | | 8,862 | 6,007 | 14,869 | | 8,990 | 1,329 | 10,319 | | 17,852 | 7,336 | 25,188 |
| | その他 | 247 | 5,461 | 43,029 | 48,490 | 72 | 7,798 | 9,769 | 17,567 | 319 | 13,259 | 52,798 | 66,057 |
| | 計 | | 14,323 | 49,036 | 63,359 | | 16,788 | 11,098 | 27,886 | | 31,111 | 60,134 | 91,245 |
| 西河原 | 大人 | | 9,323 | 6,180 | 15,503 | | 32,610 | — | 32,610 | | 41,933 | 6,180 | 48,113 |
| | その他 | 250 | 15,835 | 34,009 | 49,844 | 72 | 52,199 | — | 52,199 | 322 | 68,034 | 34,009 | 102,043 |
| | 計 | | 25,158 | 40,189 | 65,347 | | 84,809 | — | 84,809 | | 109,967 | 40,189 | 150,156 |
| 合計 | 大人 | | 18,185 | 12,187 | 30,372 | | 49,279 | 1,329 | 50,608 | | 67,464 | 13,516 | 81,124 |
| | その他 | 247 | 21,296 | 77,038 | 98,334 | 72 | 73,721 | 9,769 | 83,490 | 72 | 95,017 | 86,807 | 181,304 |
| | 計 | | 39,481 | 89,225 | 128,706 | | 123,000 | 11,098 | 134,098 | | 162,481 | 100,323 | 262,804 |

※その他：中学生以下、高齢者、障害者

| | |
|----------|-----------|
| 延利用者数(人) | |
| 体育館等 | 378,718 |
| 運動広場等 | 1,649,554 |
| ブール | 262,804 |
| 合計 | 2,291,076 |

平成27年度スポーツ施設工事・修繕等契約(予定)

【修繕・工事等】

| 施設名 | 工事・修繕等の名称 | 備考 |
|-----------------|-------------|----|
| 西河原市民プール | 屋外プールやしの木伐採 | |
| 五十鈴市民プール | 耐震補強等改修工事 | |
| 市民体育館 | 第4体育室空調設置修繕 | |
| | 卓球台天板取替修繕 | |
| | 玄関自動扉開閉装置修繕 | |
| 忍頂寺スポーツ公園 | グラウンド法面復旧工事 | |
| 中央公園グラウンド | 水銀灯高圧設備修繕 | |
| 西河原公園北 屋内運動場 | バスケットゴール修繕 | |
| | 通気口修繕 | |
| 東雲運動広場 | 屋内庭球場消防設備修繕 | 終了 |

スポーツ推進課所管スポーツ施設(プール、体育館)

| 施設名 | 西河原市民プール | 五十鈴市民プール | 中条市民プール | 市民体育館 |
|----------------------|--|--|---------|---|
| 業者 (平成27年度) | シンコースポーツ・ 日本管財共同事業体 | 明治スポーツプラザ・日本空調サービスグループ | | |
| 1回目 | 平成19年4月～22年3月 (明治スポーツプラザ・サン アメニティー・日本空調サ ービスグループ) | 平成20年4月～23年3月 (明治スポーツプラザ・サンアメニティー・日本空調サ ービスグループ) | | 平成21年4月～26年3月 (日本空調サービス・明治 スポーツプラザグループ) |
| 2回目 | 平成22年4月～27年3月 (明治スポーツプラザ) | 平成23年4月～26年3月 (明治スポーツプラザ・日本空調サービスグループ) | | |
| 3回目 | 平成27年4月～32年3月 (シンコースポーツ・日本管 財共同事業体) | 平成26年4月～31年3月 (明治スポーツプラザ・日本空調サービスグループ) | | |
| 指定管理料 (平成23年度契約額) | 56,910,000 | 14,000,000 | | 46,998,000 |
| 指定管理料 (平成24年度契約額) | 56,910,000 | 16,000,000 | | 46,998,000 |
| 指定管理料 (平成25年度契約額) | 59,996,000 | 16,909,000 | | 46,998,000 |
| 指定管理料 (平成26年度契約額) | 63,738,000 | 18,756,000 | | 59,479,000 |
| 指定管理料 (平成27年度契約額) | 65,000,000 | 28,594,000 | | 61,843,000 |
| 料金体制 | 利用料金制 | 利用料金制 | | 使用料金制 |
| 施設名 | 東市民体育館 | 忍頂寺スポーツ公園 | 南市民体育館 | 福井市民体育館 |
| 業者 (平成27年度) | 茨木東 スポーツクラブレッツ | 明治スポーツプラザ・ エイコー・富士グループ | 直営 | 直営 |
| 1回目 | 平成21年4月～26年3月 (茨木東 スポーツクラブレッツ) | 平成20年4月～22年12月 (MBKオペレーターズ) | 導入せず | 導入せず |
| 2回目 | 平成26年4月～31年3月 (茨木東 スポーツクラブレッツ) | 平成23年1月～23年3月 (マーチャント・バンカーズ) | | |
| 3回目 | | 平成23年4月～28年3月 (明治スポーツプラザ・ エイコー・富士グループ) | | |
| 指定管理料 (平成23年度契約額) | 57,000,000 | 52,500,000 | | |
| 指定管理料 (平成24年度契約額) | 57,000,000 | 52,500,000 | | |
| 指定管理料 (平成25年度契約額) | 57,688,000 | 53,112,000 | | |
| 指定管理料 (平成26年度契約額) | 56,272,000 | 54,500,000 | | |
| 指定管理料 (平成27年度契約額) | 55,321,000 | 54,954,000 | | |
| 料金体制 | 使用料金制 | 利用料金制 | | |

様式第1号(第5関係)

(2015年)平成27年5月11日

茨木市長 木本保平様

住 所 茨木市小川町2番1号
団 体 名 NPO法人 茨木市体育協会
代表者名 会 長 羽 東



茨木市体育協会事業補助金交付申請書

茨木市体育協会事業補助金の交付を次のとおり申請します。

- 1、補助対象事業
 - (1) 体育協会杯総合体育大会に関する事業
 - (2) 三島地区総合体育大会に関する事業
 - (3) 大阪府総合体育大会に関する事業
 - (4) スポーツ・レクリエーションに関する事業
 - (5) スポーツ少年団育成に関する事業
 - (6) スポーツ少年団スポーツ大会に関する事業

2、交付申請額 金 4,460,000円

3、添付資料

- (1) 事業計画書・収支予算書 別紙 2
- (2) 茨木市体育協会事業補助要綱 別紙 3

様式第1号 (第7関係)

平成27年 4 月 10 日

(申請先) 茨木市長

所在地 茨木市上野町2番6号
団体名 茨木市少年軟式野球連盟
代表者名 理事長 福井 紀夫



茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金交付申請書

茨木市提案公募型公益活動支援事業補助金について、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

| | |
|--------|--|
| 事業の区分 | ① テーマ設定型事業 (少年少女スポーツ大会事業) 2 自由テーマ型事業 |
| 提案する事業 | 茨木市長旗争奪少年軟式野球大会事業 |
| 交付申請額 | 100,000円 |
| 提出書類 | ① 団体概要調書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 団体の定款、規約、会則等の写し ⑤ 前年度の活動実績がある場合にあっては、その決算書 ⑥ 団体の活動内容が分かるもの (総会資料、パンフレット、ちらし等) 7 その他 () |



平成27年度 茨木市地区スポーツ・レクリエーション大会補助金額交付予定額

単位：円

| | 地区名 | 均等割 | 人口割 | 計 | 前年比 | 人口(人) |
|----|-----|-----------|-----------|------------|--------|---------|
| 1 | 茨木 | 190,000 | 274,400 | 464,400 | -400 | 13,722 |
| 2 | 春日 | 190,000 | 251,600 | 441,600 | 1,100 | 12,583 |
| 3 | 春日丘 | 190,000 | 182,500 | 372,500 | 2,500 | 9,125 |
| 4 | 三島 | 190,000 | 198,800 | 388,800 | -1,500 | 9,944 |
| 5 | 中条 | 190,000 | 273,600 | 463,600 | 4,400 | 13,682 |
| 6 | 玉櫛 | 190,000 | 196,400 | 386,400 | -1,500 | 9,821 |
| 7 | 安威 | 190,000 | 71,600 | 261,600 | -600 | 3,581 |
| 8 | 玉島 | 190,000 | 199,900 | 389,900 | 200 | 9,998 |
| 9 | 福井 | 190,000 | 105,200 | 295,200 | -800 | 5,263 |
| 10 | 清溪 | 190,000 | 23,500 | 213,500 | -400 | 1,178 |
| 11 | 見山 | 190,000 | 18,800 | 208,800 | -500 | 941 |
| 12 | 石河 | 190,000 | 14,100 | 204,100 | -600 | 708 |
| 13 | 豊川 | 190,000 | 97,500 | 287,500 | -1,300 | 4,877 |
| 14 | 中津 | 190,000 | 227,500 | 417,500 | 1,200 | 11,379 |
| 15 | 東 | 190,000 | 197,400 | 387,400 | -800 | 9,873 |
| 16 | 水尾 | 190,000 | 214,600 | 404,600 | 800 | 10,734 |
| 17 | 郡山 | 190,000 | 93,600 | 283,600 | 4,000 | 4,680 |
| 18 | 太田 | 190,000 | 232,300 | 422,300 | -2,100 | 11,618 |
| 19 | 天王 | 190,000 | 291,300 | 481,300 | 800 | 14,566 |
| 20 | 葦原 | 190,000 | 206,300 | 396,300 | 3,000 | 10,315 |
| 21 | 庄栄 | 190,000 | 166,500 | 356,500 | 7,200 | 8,329 |
| 22 | 沢池 | 190,000 | 226,600 | 416,600 | 1,000 | 11,331 |
| 23 | 畑田 | 190,000 | 110,300 | 300,300 | 1,900 | 5,518 |
| 24 | 山手台 | 190,000 | 155,600 | 345,600 | 2,300 | 7,782 |
| 25 | 耳原 | 190,000 | 189,700 | 379,700 | 600 | 9,489 |
| 26 | 穂積 | 190,000 | 179,400 | 369,400 | -500 | 8,974 |
| 27 | 白川 | 190,000 | 189,000 | 379,000 | -1,300 | 9,451 |
| 28 | 西 | 190,000 | 114,500 | 304,500 | 900 | 5,728 |
| 29 | 西河原 | 190,000 | 97,400 | 287,400 | -1,900 | 4,874 |
| 30 | 彩都西 | 190,000 | 158,200 | 348,200 | 3,700 | 7,911 |
| | 合計 | 5,700,000 | 4,958,100 | 10,658,100 | 21,400 | 247,975 |

算出方法

均等割 (1地区190,000円)

人口割 (地区人口×20円) 100円未満は切り捨て

地区人口：平成27年3月31日現在の住民基本台帳人口

上記算出方法に基づき、大池地区は493,000円、郡地区は317,400円、東奈良地区は378,000円を平成27年度から地域行事開催等補助金として市民協働推進課より交付予定です。



スポーツ基本法

スポーツの力で 日本を元気に！

The Basic Act on Sports



文部科学省

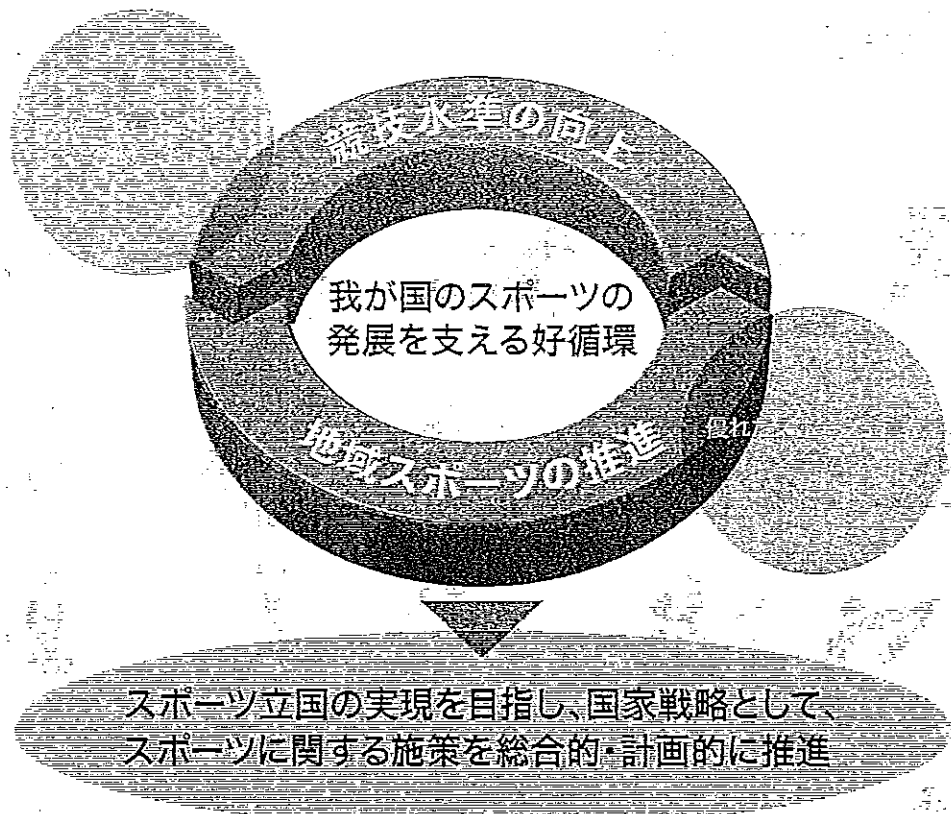
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

スポーツは、 世界共通の人類の文化である

スポーツ基本法の前文は、この言葉から始まります。

前文では、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されています。

- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての民々の権利
- 全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保
- スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上。他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響
- スポーツは、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に寄与。心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠
- スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営み。国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高める。これらを通じて、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与
- スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割



第1章 総則

1 目的

この法律の目的が規定されています。

2 基本理念

スポーツに関する基本理念が8項目にわたって定められています。

- ① スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする
- ② 青少年のスポーツが国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動を相互に連携
- ③ 地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるようにするとともに、スポーツを通じて、地域の全ての世代の人々の交流を促進し、交流の基盤を形成
- ④ スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、安全の確保
- ⑤ 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進
- ⑥ 我が国のスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。)が国際競技大会等において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進
- ⑦ スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与
- ⑧ スポーツを行う者に対する不当な差別的取扱いの禁止、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進

3 国、地方公共団体の責務

国、地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を策定し、実施する責務を有することが定められています。

4 スポーツ団体の努力

スポーツ団体は、次のことに努めることが定められています。

- ① 基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進、安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む
- ② スポーツの振興のための事業を適正に行うため、運営の透明性の確保を図るとともに、事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成
- ③ スポーツに関する紛争の迅速・適正な解決

5 国民の参加・支援の促進

国、地方公共団体、スポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加・支援を促進するよう努めることが定められています。

6 関係者相互の連携・協働

基本理念の実現を図るため、国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体、民間事業者等の相互の連携・協働について定められています。

7 法制上の措置等

政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上の措置等を講ずることが定められています。

第2章 スポーツ基本計画等

8 スポーツ基本計画

文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、スポーツ基本計画を定めなければならないこと、基本計画を定め、これを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の施策に係る事項については「スポーツ推進会議」において連絡調整を図ることとされています。

9 地方スポーツ推進計画

地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることとされています。

第3章 基本的施策

10 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等

スポーツの推進のための基礎となる指導者の養成、施設の整備、学校体育の充実、国際交流・貢献の推進等が定められています。

①指導者の養成等

◎スポーツの指導者やスポーツの推進に寄与する人材の養成、資質の向上とその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援 など

②スポーツ施設の整備等

◎国民が身近にスポーツに親しむことや競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、指導者等を配置 など
◎スポーツ施設の整備に当たっては、安全の確保や障害者の利便性の向上に努める

③学校施設の利用

◎国立、公立の学校の設置者は、学校教育に支障のない限り、学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努める

④スポーツ事故の防止等

◎スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止や、これらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識を普及 など

⑤スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決

◎スポーツに関する紛争の仲裁・調停の中立性・公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁・調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解を増進 など

⑥スポーツに関する科学的研究の推進等

◎スポーツに関する諸科学を総合して実証的・基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策を効果的に推進
◎スポーツの実施状況、競技水準の向上を図るための調査研究の成果、取組状況に関する情報その他の国内外の情報の収集、整理、活用

⑦学校における体育の充実

◎体育に関する指導の充実、スポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用 など

⑧スポーツ産業の事業者との連携等

◎スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携・協力の促進 など

⑨スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

◎スポーツ選手、指導者等の派遣・招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会等の開催 など
◎環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進や、国際平和に寄与

⑩顕彰

◎競技会において優秀な成績を収めた者、スポーツの発展に寄与した者の顕彰



11 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

地域におけるスポーツの振興など、多様なスポーツの機会を確保するための環境を整備するための施策が定められています。

㊦地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等

国民が興味・関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営する「地域スポーツクラブ」が行う事業への支援や、指導者等の配置、スポーツ施設を整備 など

㊧スポーツ行事の実施及び奨励

住民が自主的・積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等の行事を実施するよう努めるとともに、「地域スポーツクラブ」等がこれらの行事を実施するよう奨励



写真提供：広島県 道の駅スポーツクラブ

㊨体育の日の行事

国・地方公共団体は、体育の日（10月第2月曜日）において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施

広く国民があらゆる地域でそれぞれの生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう努める

㊩野外活動、スポーツ・レクリエーション活動の普及奨励

野外活動、スポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施 など

12 競技水準の向上等

我が国のスポーツに関する競技水準を向上するため、優秀なスポーツ選手の育成や、国際競技大会の招致・開催支援等が定められています。

㊦優秀なスポーツ選手の育成等

優秀なスポーツ選手の確保・育成のため、スポーツ団体が行う合宿、スポーツ選手・指導者等の大会への派遣、優れた資質を有する青少年の指導、競技技術の向上やその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境を整備 など

優秀なスポーツ選手や指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識・技能の習得に対する支援や環境の整備を促進 など

㊧国民体育大会、全国障害者スポーツ大会

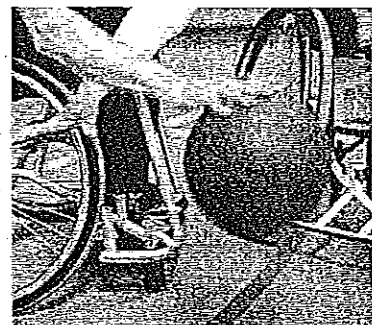
国民体育大会、全国障害者スポーツ大会の開催者や大会の性格を規定

国は、大会の円滑な実施・運営に資するため、必要な援助を実施

㊨国際競技大会の招致・開催の支援等

国際競技大会の我が国への招致・開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、社会的気運の醸成や、招致・開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずる

国は、国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、スポーツ団体と緊密に連絡



㊩企業、大学等によるスポーツへの支援

企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を実施

㊪ドーピング防止活動の推進

スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育・啓発などドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等へ支援 など

第4章 スポーツの推進に係る体制の整備

13 スポーツ推進会議

スポーツに関する施策の総合的、一体的、効果的な推進を図るため、政府にスポーツ推進会議を設け、文部科学省と厚生労働省、経済産業省、国土交通省等の関係行政機関相互の連絡調整を行うことが規定されています。

14 地方自治体のスポーツ推進会議等

地方のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議するため、都道府県・市町村に、スポーツ推進審議会等の合議制の機関を置くことができることが規定されています。

15 スポーツ推進委員

これまでの「体育指導委員」に代わり、市町村のスポーツ推進に係る体制の整備を図るため、市町村の教育委員会は、「スポーツ推進委員」を委嘱することとされています。

スポーツ推進委員は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、スポーツの実技の指導など、スポーツに関する指導・助言を行います。

第5章 国の補助等

16 国の補助

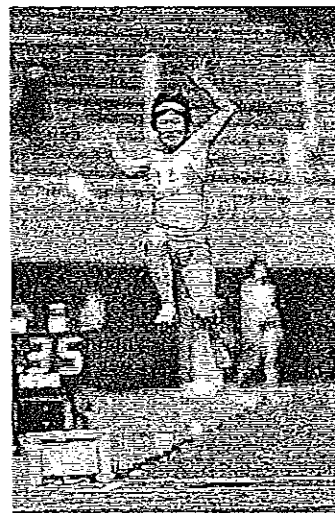
国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会の実施等に要する経費などの一部を補助します。このほか、学校法人の設置する学校のスポーツ施設の整備や、スポーツ団体の行う事業に対し、予算の範囲内において、一部を補助することができます。

17 地方公共団体の補助

地方公共団体は、スポーツ団体が行うスポーツの振興のための事業に必要な経費の一部を補助することができます。

18 審議会等への諮問等

国・地方公共団体が、社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し補助しようとする場合には、あらかじめ定められた審議会等の意見を聴かなければならないこととされています。



写真提供：千葉県

附 則

19 スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討

政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁、スポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが定められています。

20 経過措置

スポーツの振興に関する計画、スポーツ推進委員についての経過措置が定められています。

スポーツ立国戦略とスポーツ基本計画について

文部科学省では、平成22年8月、今後おおむね10年間を見すえ、スポーツ立国の実現に向けて必要となる施策の全体像を示す「スポーツ立国戦略」を策定しました。今後は、スポーツ立国戦略に掲げた基本的方向性も踏まえつつ、新たな「スポーツ基本計画」の策定に向けて検討を進めてまいります。

スポーツ立国戦略の概要（参考）

I スポーツ立国戦略の目指す姿

新たなスポーツ文化の確立

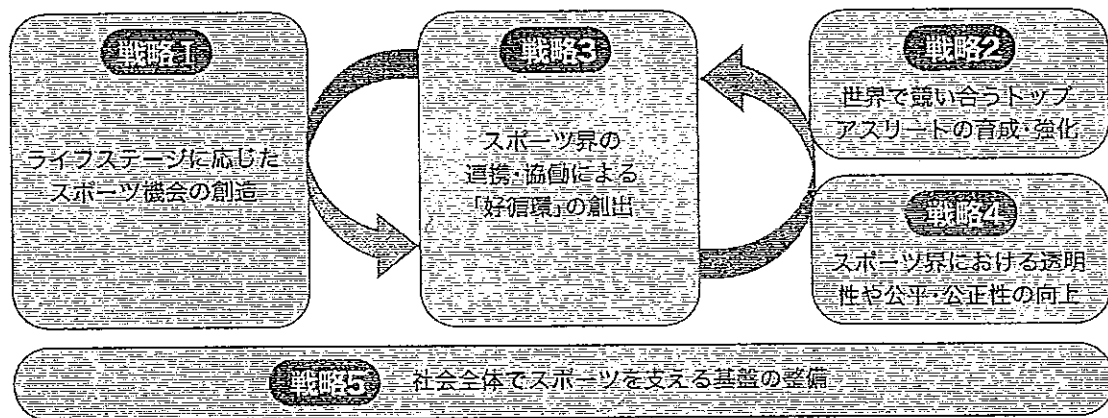
～すべての人々にスポーツを！スポーツの楽しみ・感動を分かち、支え合う社会へ～

II 基本的な考え方

1. 人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視

2. 連携・協働の推進

III 5つの重点戦略



IV 法制度・税制・組織・財源などの体制整備

総合的なスポーツ行政体制の検討、スポーツ振興財源の在り方 等



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

担当：文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
E-Mail: sskikaku@mext.go.jp

文部科学省ホームページに、スポーツ基本法関係資料を掲載しています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kihonhou/index.htm

スポーツ基本計画（概要）

第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題

1. 背景と展望

スポーツ基本法におけるスポーツの果たす役割を踏まえ、目指すべき具体的な社会の姿として以下の5つを掲示。

- ① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活力に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

2. スポーツ基本計画の策定

計画の期間は、10年間程度を見通した平成24年度からの概ね5年間。地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針となるよう、国と地方公共団体が果たすべき役割に留意して策定。

第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、次の課題ごとに政策目標を設定。

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界の好循環の創出

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

政策目標：子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。

そうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。

(1) 幼児期からの子どもの体力向上方策の推進

- ・「全国体力・運動能力等調査」に基づく体力向上のための取組の検証改善サイクルの確立
- ・幼児期における運動指針をもとにした実践研究等を通じた普及啓発

(2) 学校の体育に関する活動の充実

- ・体育専科教員配置や小学校体育活動コーディネーター派遣等による指導体制の充実
- ・武道等の必修化に伴う指導力や施設等の充実
- ・運動部活動の複数校合同実施やシーズン制による複数種目実施等、先導的な取組の推進
- ・安全性の向上を図るための学校と地域の医療機関の専門家等との連携の促進、研修の充実
- ・障害のある児童生徒への効果的な指導の在り方に関する先導的な取組の推進

(3) 子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

- ・子どものスポーツ参加の二極化傾向に対応した、総合型クラブやスポーツ少年団等における子どものスポーツ機会を提供する取組等の推進
- ・運動好きにするきっかけとしての野外活動やスポーツ・レクリエーション活動等の推進

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進

政策目標：ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことを目標とする。

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動の実態を把握する調査研究等の実施
- ・年齢、性別等ごとに日常的に望まれる運動量の目安となる指針の策定
- ・地域のスポーツ施設が障害者を受け入れるための手引きや用具等の開発・研究の推進
- ・スポーツボランティア活動に関する事例紹介等の普及・啓発の推進
- ・旅行先で気軽に多様なスポーツに親しめるスポーツツーリズムの推進によるスポーツ機会の向上

(2) スポーツにおける安全の確保

- ・全国的なスポーツ事故・外傷・障害等の実態を把握し、その予防を可能にするスポーツ医・科学の疫学的研究の取組を推進
- ・スポーツ指導者等を対象とした、スポーツ事故・外傷・障害等に関わる最新の知見を学習する研修機会を設けるなどの取組の推進
- ・AED設置や携行等のAED使用の体制整備を図るよう普及・啓発

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

政策目標：住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

(1) コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

- ・各地域の実情に応じたきめ細やかな総合型クラブの育成促進
- ・総合型クラブへの移行を指向する単一種目の地域クラブ等への支援拡大
- ・総合型クラブの創設・自立・活動を一体的にアドバイスできる「クラブアドバイザー(仮称)」の育成

(2) 地域のスポーツ指導者等の充実

- ・大学、日体協、日本障害者スポーツ協会等によるスポーツ指導者やマネジメント人材養成の支援
- ・指導者の養成・活用の需要を把握し、効果的な活用方策を検討・普及啓発
- ・スポーツ推進委員に熱意と能力のある人材の登用、研修機会の充実

(3) 地域スポーツ施設の充実

- ・学校体育施設の地域との共同利用化に関する先進事例の普及・啓発
- ・健常者と障害者がともに利用できるスポーツ施設の在り方について検討

(4) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

政策目標：国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるといふオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。

その結果として、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。

また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会（夏季大会17位（2008／北京）、冬季大会8位（2010／バンクーバー）以上をそれぞれ目標とする。

(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

- ・NF等へのナショナルコーチ等の専門的なスタッフの配置の支援
- ・スポーツ医・科学、情報分野等による支援や競技用具等の開発等からなる多方面からの高度な支援（マルチ・サポート）の実施
- ・女性スポーツの情報収集や女性特有の課題解決の調査研究を推進
- ・企業スポーツ支援のため、トップアスリート強化に貢献する企業への表彰等を実施
- ・競技性の高い障害者スポーツについてトップアスリートの発掘・育成・強化の推進

(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成

- ・JOCにおけるナショナルコーチアカデミーや審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の充実・確保を支援
- ・NF等における、国内外で人材が活躍できる派遣システムの構築

(3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

- ・オリンピック競技大会の結果等の分析を踏まえつつ、NTC及びJISSを強化。
- ・NTCの中核拠点と競技別強化拠点との連携・協力を図る

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

政策目標：国際貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるといふオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

(1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等

- ・我が国開催の国際競技大会の円滑な実施に向け、海外への情報発信や海外からのスポーツ関係者の受け入れ等を支援

(2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- ・スポーツ界における人材派遣・交流等を通じた国際的なネットワークの構築
- ・ドーピング防止活動における国際的な連携の維持・強化
- ・指導者の派遣や関連機材供与等、スポーツ分野における人的・物的な国際交流・貢献の推進
- ・市民レベルのスポーツ大会への人材派遣・受け入れ等による市民レベルでの国際交流の推進

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

政策目標：スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。

(1) ドーピング防止活動の推進

- ・ J A D Aにおける、国際的な水準の検査・調査体制の充実、検査技術・機器等の研究開発や、国際的な動向を踏まえた今後の規制の在り方について調査・研究を実施
- ・ 競技団体・アスリート等に対するアウトリーチプログラムや学校におけるドーピング防止教育の充実

(2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進

- ・ 組織運営体制の在り方についてのガイドラインの策定・活用
- ・ スポーツ団体における、運営の透明性の確保やマネジメント機能強化

(3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

- ・ スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人等の人材育成の推進
- ・ スポーツ団体の仲裁自動受諾条項採択等、紛争解決の環境を整備

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

政策目標：トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

- ・ 地域において次世代アスリートを発掘・育成する体制を整備し、将来、育成されたアスリートが地域の指導者となる好循環のサイクルを確立
- ・ 拠点クラブに優れた指導者を配置し、周辺クラブへの巡回指導等を実施
- ・ トップアスリート等に対して「デュアルキャリア」に関する意識啓発を行うとともに、奨学金等のアスリートのキャリア形成のための支援を推進
- ・ 小学校体育活動コーディネーターの派遣体制の整備支援

(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・ 地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・ 健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

(1) 国民の理解と参加の推進

国、独立行政法人、地方公共団体及びスポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、国民の参加・支援を促進するよう努力する。

(2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進

スポーツ団体等の主体的な連携・協働が期待される。また、国は、スポーツ基本法の規定によるスポーツ推進会議において関係行政機関の連絡調整を行うほか、スポーツ庁の設置等行政組織の在り方を検討し、必要な措置を講じる。地方公共団体においても、首長部局や教育委員会等スポーツを所管する組織間の連携の強化が期待される。

(3) スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用

国の予算措置の充実、民間資金の導入とその効果的な活用を図る。また、スポーツ振興投票制度の売り上げの向上や、業務運営の効率化による収益拡大に努める。

(4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

計画期間中に進捗状況の不断の検証を行い、次期計画策定時の改善に反映させる。また、計画の進捗状況や施策の効果適切に点検・評価する方法や指標等の開発を図る。

施策2 みんなが楽しめるスポーツ活動を推進する

施策概要

施策の必要性

心身の発達、健康の保持増進の観点で、スポーツの推進は不可欠です。また、仕事中心から生活重視へ価値観の変化が進む中、市民の生涯スポーツへの関心は高く、スポーツに親しむ人口が増加しています。誰もが気軽に地域でスポーツに親しむことができる環境の創出が必要です。

施策の方向性

スポーツ関係団体等と連携し、健康増進・生きがいづくりのイベント、スポーツ教室等を開催するとともに、各自の興味や年齢、体力、技能等に応じて、誰もが気軽に生涯スポーツに親しむことができる環境を整えます。また、本市のスポーツ推進に関する取組の基本となる計画を策定します。

地域スポーツ等の活動・運営を支える人材の育成や互いに協力しあえるネットワークを構築します。

施策を実現するための取組の体系

【 施策 】



【 取組 】

①多様な生涯スポーツ活動の推進

②スポーツ関係団体や指導者の育成

関連する施策と連携の内容

| | 連携の内容 |
|---------------------------|------------------------------|
| 1-3 障害者への支援を推進する | 障害者スポーツの普及に取り組めます。 |
| 7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する | スポーツ関係団体と連携してスポーツの推進に取り組めます。 |

取組の目標及び各主体が行うこと

| 取組 | 現状と課題 | 各主体が行うこと |
|------------------|--|---|
| ①多様な生涯スポーツ活動の推進 | <p>〈現状と課題〉</p> <p>近年、明るく豊かで活力ある生活づくりや心身の健康の保持・増進を目的として、スポーツ・レクリエーション等に取り組む人が増加しており、市民が気軽に行えるスポーツ活動の推進を図ることが求められています。</p> | <p>〈市〉</p> <p>健康のために誰でも親しみやすいニュースポーツ※1をはじめ、スポーツ・レクリエーションに関するイベント、教室等の実施や情報提供など、スポーツに親しむことができる環境の整備を図るとともに、スポーツ推進に関する計画を策定します。</p> |
| | <p>〈目標〉</p> <p>スポーツ関係団体等と連携し、いつでもどこでも気軽に参加できるよう、健康増進・生きがいづくりのイベント、スポーツ教室等が充実しています。</p> | <p>〈市民〉</p> <p>健康、体力づくり、生きがいづくりのために、イベント・教室への参加など、どの年代も日常的にスポーツに親しみます。</p> |
| | | <p>〈事業者・団体〉</p> <p>スポーツ関係団体は、多様なスポーツに取り組む人の指導をしつつ、市民のスポーツに対するニーズの把握に努め、市と協働でスポーツ人口の増加をめざします。</p> |
| ②スポーツ関係団体や指導者の育成 | <p>〈現状と課題〉</p> <p>高齢者の増加や近年の健康志向の高まりから、スポーツを身近なものとして多くの市民が気軽に参加できる環境が求められています。そのため、それらを支える総合型地域スポーツクラブ※2、指導者、ボランティアや団体などの人材を育成する必要があります。</p> | <p>〈市〉</p> <p>スポーツ指導者やボランティアの養成講習会・研修会の実施、スポーツに携わる人材のネットワークづくりを支援します。また、総合型地域スポーツクラブの育成支援のため、スポーツ関係団体との連携や、地域団体との連携を図ります。</p> |
| | <p>〈目標〉</p> <p>スポーツ関係団体や地域スポーツ等の活動・運営を支える人材の育成や互いに協力しあえるネットワークが構築されています。幅広い世代の人々が、生涯を通してスポーツを気軽に楽しめる機会を提供する総合型地域スポーツクラブが活発に活動しています。</p> | <p>〈市民〉</p> |
| | | <p>〈事業者・団体〉</p> <p>スポーツ関係団体は、参加しやすい環境整備のため、受け入れ体制を整え、多様なスポーツを支える人材の育成に努めます。</p> |

※1 ニュースポーツ：
誰もが、いつからでも、いつまでもできるスポーツで、競うことよりも楽しむことを目的としたスポーツのことです。

※2 総合型地域スポーツクラブ：
幅広い世代の人々が、それぞれの興味・関心、競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブのことです。

スポーツに関する市民意識調査

市民の皆様には、日頃から市政の推進にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本市では、より多くの皆様にスポーツに親しんでいただけるようスポーツ振興に関する基本計画の策定に向けた取り組みを進めています。

このたび、市民の皆様の健康や運動・スポーツについての現状とご意見を把握して、計画策定時の参考とするため、アンケート調査を行います。

ご協力をお願いする方々につきましては、市内にお住まいの18歳以上の方の中から、2,000人を無作為に選ばせていただきました。

ご記入いただきました内容につきましては、個人情報保護に十分な注意を払い、調査の結果は、統計的に処理し、調査目的以外には使用しませんので、回答者の方々にご迷惑をおかけすることは一切ありませんので、率直な意見をお聞かせください。

お忙しいこととは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

平成 27 年 7 月

茨木市長 木本保平

◆ ご記入のお願い ◆

- ※ ご回答は、あて名のご本人にご記入をお願いいたします。ご記入できない場合は、ご家族の方による代筆記入でも構いません。
- ※ ご回答は、あてはまる番号に○印をつけてください。○の数は設問によって異なりますので、その指示に従ってご回答ください。
- ※ 質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、矢印や案内にそってご回答ください。
- ※ 「その他」にあてはまる場合は、() 内になるべく具体的にご記入ください。
- ※ ご記入いただいたアンケートは、無記名のまま同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに、平成 27 年〇月〇日 (〇)までにポストにご投函ください。

なお、このアンケートのお問い合わせは、次の連絡先までお願いいたします。

茨木市 市民文化部 スポーツ推進課
電話 072-620-1608

1. あなたご自身のことについて

【すべての方にかがいます。】

問1. あなたの性別は。(○は1つ)

1. 男性

2. 女性

問2. あなたの年齢は。(○は1つ)

1. 10歳代

3. 30歳代

5. 50歳代

7. 70歳以上

2. 20歳代

4. 40歳代

6. 60歳代

問3. 現在のあなたの職業は。(○は1つ)

1. 正社員・フルタイム

5. 年金受給者

2. パート・アルバイト

6. 学生

3. 自営業 (家業手伝い含む)

7. 無職・求職中

4. 専業主婦・主夫

8. その他 (具体的に:)

問4. あなたがお住まいの町名をご記入ください。(番地は不要です)

茨木市 _____ (町・丁目)

2. あなたの健康や生きがいについて

【すべての方にうかがいます。】

問5 あなたは、ご自分の健康状態についてどのように感じていますか。(○は1つ)

- | | |
|---------------|------------------|
| 1. 健康 | 3. あまり健康でない |
| 2. どちらかといえば健康 | 4. 健康でない(病気療養中等) |

問6 健康や体力づくりのために心がけていることは何ですか。(○はいくつでも)

- | |
|---|
| 1. 食生活に気をつける |
| 2. 睡眠や休養を十分にとる |
| 3. 運動やスポーツをする |
| 4. 日常生活の中でできるだけ身体を動かす機会を増やす(⇒例:近ければ車を利用せず歩く、エレベーターやエスカレーターはなるべく使わない等) |
| 5. 規則正しい生活をする |
| 6. 酒やたばこを控える |
| 7. その他(具体的に: _____) |
| 8. 特に心がけていることはない |

問7 健康診査や受診の際に、医師などから日頃、体を動かすように指摘されたことがありますか。(○は1つ)

- | | |
|-------|-------------------|
| 1. ある | 3. 健康診断等を受けたことがない |
| 2. ない | |

問8 あなたは現在、どのようなことに生きがいを感じますか。(○は3つまで)

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1. 仕事 | 8. 子ども・孫・親などの家族・家庭 |
| 2. 趣味 | 9. 友人など家族以外の人との交流 |
| 3. スポーツ | 10. 自分自身の健康づくり |
| 4. 学習活動 | 11. ひとりで気ままに過ごすこと |
| 5. 社会・地域活動(ボランティア含む) | 12. 自分自身の内面の充実 |
| 6. 自然とのふれあい | 13. その他 |
| 7. 配偶者・結婚生活 | (具体的に _____) |

3. スポーツや運動に対する意識

問9 あなたは運動・スポーツに関心がありますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. とても関心がある | 4. あまり関心がない |
| 2. 関心がある | 5. 全く関心がない |
| 3. どちらともいえない | |

問10 よく観戦するスポーツは何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1. ウォーキング (散歩含む) | 26. スキー、スノーボード |
| 2. ジョギング・マラソン | 27. アイススケート |
| 3. 体操 | 28. アイスホッケー |
| 4. ダンス・エアロビクス | 29. 剣道 |
| 5. 社交ダンス・フラダンス | 30. 少林寺拳法 |
| 6. ヨガ・ピラティス | 31. なぎなた |
| 7. 太極拳 | 32. 跆拳道 (テコンドー) |
| 8. ボディービル・筋力トレーニング | 33. 柔道 |
| 9. 水泳 | 34. 空手道 |
| 10. ボウリング | 35. 弓道 |
| 11. ゴルフ | 36. 相撲 |
| 12. 野球 | 37. ゲートボール |
| 13. ソフトボール | 38. グラウンドゴルフ |
| 14. ラグビー | 39. 綱引き |
| 15. サッカー | 40. 釣り |
| 16. フットサル | 41. カヌー |
| 17. 陸上競技 | 42. 登山・ハイキング |
| 18. バレーボール | 43. 自転車・サイクリング |
| 19. ソフトバレーボール | 44. 乗馬 |
| 20. バスケットボール | 45. カローリング |
| 21. ハンドボール | 46. サーフィン・ウインドサーフィン |
| 22. テニス | 47. スキューバダイビング・スキンドайビング |
| 23. ソフトテニス | 48. スケートボード・インラインスケート |
| 24. バドミントン | 49. その他 (具体的に:) |
| 25. 卓球 | 50. 特にない |

【問11で月1回以上運動やスポーツをしていると回答した方にうかがいます。】

問13 現在行っている運動やスポーツは何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1. ウォーキング (散歩含む) | 26. スキー、スノーボード |
| 2. ジョギング・マラソン | 27. アイススケート |
| 3. 体操 | 28. アイスホッケー |
| 4. ダンス・エアロビクス | 29. 剣道 |
| 5. 社交ダンス・フラダンス | 30. 少林寺拳法 |
| 6. ヨガ・ピラティス | 31. なぎなた |
| 7. 太極拳 | 32. 跆拳道 (テコンドー) |
| 8. ボディービル・筋力トレーニング | 33. 柔道 |
| 9. 水泳 | 34. 空手道 |
| 10. ボウリング | 35. 弓道 |
| 11. ゴルフ | 36. 相撲 |
| 12. 野球 | 37. ゲートボール |
| 13. ソフトボール | 38. グラウンドゴルフ |
| 14. ラグビー | 39. 綱引き |
| 15. サッカー | 40. 釣り |
| 16. フットサル | 41. カヌー |
| 17. 陸上競技 | 42. 登山・ハイキング |
| 18. バレーボール | 43. 自転車・サイクリング |
| 19. ソフトバレーボール | 44. 乗馬 |
| 20. バスケットボール | 45. カローリング |
| 21. ハンドボール | 46. サーフィン・ウインドサーフィン |
| 22. テニス | 47. スキューバダイビング・スキンドайビング |
| 23. ソフトテニス | 48. スケートボード・インラインスケート |
| 24. バドミントン | 49. その他 (具体的に:) |
| 25. 卓球 | |

問14 運動やスポーツを行っている目的は何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1. 健康の維持、増進 | 7. 病気やけがの治療・リハビリテーション |
| 2. 体力・筋力の向上 | 8. スポーツが好き、楽しい |
| 3. 運動不足解消 | 9. 技術力の向上 |
| 4. 美容、ダイエット | 10. 精神修養や訓練 |
| 5. 気分転換、ストレス解消 | 11. その他 (具体的に:) |
| 6. 家族や友人・知人との交流 | 12. 特に理由はない |

問15 運動やスポーツを行う場合、どのように取り組んでおられますか（取り組みたいですか）。（○は1つ）

1. 競技スポーツとして、本格的に取り組む
2. 生涯スポーツとして、楽しみながら取り組む

問16 運動やスポーツをよく行う時間帯はいつですか。（○はいくつでも）

- | | | | |
|-----------|------------|------------------|------------|
| 1. 平日の早朝 | (9時以前) | 9. 平日の夜 | (18時～21時頃) |
| 2. 土・日の早朝 | (9時以前) | 10. 土・日の夜 | (18時～21時頃) |
| 3. 平日の午前 | (9時～12時頃) | 11. 平日の夜遅く | (21時以降) |
| 4. 土・日の午前 | (9時～12時頃) | 12. 土・日の夜遅く | (21時以降) |
| 5. 平日の午後 | (12時～15時頃) | 13. 特に決まっていない | |
| 6. 土・日の午後 | (12時～15時頃) | 14. その他 | |
| 7. 平日の夕方 | (15時～18時頃) | (具体的に: 曜日 時～ 時頃) | |
| 8. 土・日の夕方 | (15時～18時頃) | | |

問17 主に誰と運動やスポーツをしていますか。（○はいくつでも）

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 一人で | 5. 職場や学校の仲間と |
| 2. 友人や知人と | 6. 地域の人と（自治会や老人会など） |
| 3. 家族と | 7. その他（具体的に:) |
| 4. サークル・クラブのメンバーと | |

問18 ふだん、どこで運動やスポーツをしていますか。（○はいくつでも）

1. 学校（体育館・グラウンドなど）
2. 公立の体育施設（体育館・球技場など）
3. 体育施設以外の公共施設（公民館・集会所など）
4. 民間の体育施設（体育館・球技場など）
5. 民間のスポーツクラブ・フィットネスクラブ
6. 公園、河川敷
7. 自宅（室内・庭など）
8. その他（具体的に:)

【すべての方にうかがいます。】

問19 あなたには、ふだん運動やスポーツをする際、指導してくれる人はいますか。（○は1つ）

1. いる
2. いない

問 20 今後、茨木市において、身体能力に優れた選手の発掘や育成をはじめ、市民のスポーツ活動全体を活性化するために、地元企業・学校などの団体がスポンサーとなった取組が必要だと思いませんか。(○は1つ)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1. 必要だと思う | 3. どちらかというとも必要だと思わない |
| 2. どちらかというとも必要だと思う | 4. 必要だと思わない |

5. 今後の運動やスポーツに対する意向について

問21 今後、運動やスポーツをやってみたい（続けていきたい）と思いますか。

(○は1つ)

1. 今行っている運動やスポーツを今後も続けていきたい → 問23へ
2. 今行っている運動やスポーツを続けながら、別のスポーツもやってみたい
3. 今行っているものとは別の運動やスポーツをやってみたい
4. 今後、始めてみたい
5. やりたいとは思わない → 問25へ進んでください

【問21で「2. 今行っている運動やスポーツを続けながら、別のスポーツもやってみたい」、「3. 今行っているものとは別の運動やスポーツをやってみたい」または「4. 今後、始めてみたい」と回答した方にうかがいます。】

問22 今後、やってみたいと思う運動やスポーツは何ですか。(○は5つまで)

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1. ウォーキング（散歩含む） | 26. スキー、スノーボード |
| 2. ジョギング・マラソン | 27. アイススケート |
| 3. 体操 | 28. アイスホッケー |
| 4. ダンス・エアロビクス | 29. 剣道 |
| 5. 社交ダンス・フラダンス | 30. 少林寺拳法 |
| 6. ヨガ・ピラティス | 31. なぎなた |
| 7. 太極拳 | 32. 跆拳道（テコンドー） |
| 8. ボディービル・筋力トレーニング | 33. 柔道 |
| 9. 水泳 | 34. 空手道 |
| 10. ボウリング | 35. 弓道 |
| 11. ゴルフ | 36. 相撲 |
| 12. 野球 | 37. ゲートボール |
| 13. ソフトボール | 38. グラウンドゴルフ |
| 14. ラグビー | 39. 綱引き |
| 15. サッカー | 40. 釣り |
| 16. フットサル | 41. カヌー |
| 17. 陸上競技 | 42. 登山・ハイキング |
| 18. バレーボール | 43. 自転車・サイクリング |
| 19. ソフトバレーボール | 44. 乗馬 |
| 20. バスケットボール | 45. カローリング |
| 21. ハンドボール | 46. サーフィン・ウインドサーフィン |
| 22. テニス | 47. スキューバダイビング・スキンドайビング |
| 23. ソフトテニス | 48. スケートボード・インラインスケート |
| 24. バドミントン | 49. その他（具体的に： |
| 25. 卓球 | ） |

【問21で「1. 今行っている運動やスポーツを今後も続けていきたい」と回答した方にうかがいます。】

問23 応援や観戦・運営も含め、スポーツ大会、体育祭のほか、スポーツ教室や講習会等に参加したことがありますか。(○は主なもの1つ)

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 1. 選手として参加したことがある | 3. 参加したことはない |
| 2. 応援や観戦・運営だけに参加したことがある | |

問25へ

【問23で「1. 参加したことがある」、「2. 応援や観戦・運営だけに参加したことがある」と回答した方にうかがいます。】

問24 参加して、どのように感じていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 満足している | 5. 時期・時間に不満がある |
| 2. 開催内容に不満がある | 6. よくわからない |
| 3. 指導者や講師に不満がある | 7. その他 |
| 4. 開催回数に不満がある | (具体的に:) |

【すべての方にうかがいます。】

問25 今後、参加してみたいスポーツの行事はありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------|---------------|
| 1. スポーツ大会 | 4. その他 |
| 2. 体育祭 | (具体的に:) |
| 3. スポーツ教室、講座・講習会 | 5. 参加したいと思わない |

「スポーツ大会」「体育祭」とは？

「スポーツ大会」とは、種目ごとの実施など競技制の高いスポーツ行事を指し、「体育祭」とは、学校や地域等で実施される、ある集団の基本的に全員参加型のスポーツ行事を指しています。

6. スポーツクラブや同好会等への加入状況について

問26 運動やスポーツに関するクラブや同好会などに加入していますか。(○は1つ)

1. 加入している。

2. 以前加入していた

3. 加入したことはない

→ 問 30 へ進んでください

→【問 26 で「1. 加入している」と回答した方にお聞きします。】

問 27 どのようなクラブや同好会などに加入していますか。(○はいくつでも)

1. 民間のスポーツジム

2. 職場または学校のクラブや同好会

3. 地区・地域のクラブや同好会

4. 友人や仲間で作成しているクラブや同好会

5. フィットネスクラブや民間スポーツ施設などが開設しているクラブや教室

6. その他(具体的に:)

→ 問 28 加入しているクラブや同好会などに満足していますか。(○は1つ)

1. 満足

3. やや不満

2. やや満足

4. 不満

→ 問 29 クラブや同好会、教室へ加入する費用として、1か月にどのくらいまでなら負担してもよいと考えていますか。(○は1つ)

1. 自己負担金なし

4. 月 3,000～5,000円未満

2. 月 1,000円未満

5. 月 5,000～10,000円未満

3. 月 1,000～3,000円未満

6. 月 10,000円以上

【問26で「2. 以前加入していた」「3. 加入したことはない」と回答した方にかがいます。】

問30 文部科学省では、幅広い世代の人々が、それぞれの興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供するため、「総合型地域スポーツクラブ」の育成、推進に取り組んでいます。あなたは、この「総合型地域スポーツクラブ」について知っていますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 内容まで知っている | → 問33へ進んでください |
| 2. 言葉だけ聞いたことがある | |
| 3. 初めて聞いた | |

「総合型地域スポーツクラブ」とは？

「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを楽しむことができる社会を実現するために、地域住民が主役となって、自ら運営・管理する新しいスポーツクラブのしくみです。クラブでは、いろいろな種目をさまざまな人たちが、その興味・関心や競技レベルを問わず、それぞれのスタイルで楽しむことができます。また、スポーツに限らず、社会・文化的な活動も視野に入れ、地域コミュニティの形成にもつながるクラブを理想としています。

現在、茨木市では、NPOの2団体が活動しています。

→【問30で「1. 内容まで知っている」と回答した方にかがいます。】

問31 あなたは、「総合型地域スポーツクラブ」に入会していますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1. 入会している | 2. 入会していない → 問33へ進んでください |
|-----------|--------------------------|

→【問31で「1. 入会している」と回答した方にかがいます。】

問32 「総合型地域スポーツクラブ」に入会した理由は何ですか。(○は3つまで)

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 色々な種目を楽しみたいから | 6. 技術力が高まりそうだから |
| 2. 幅広い人と交流したいから | 7. スポーツ以外の活動にも取り組めるから |
| 3. 健康づくりができそうだから | 8. 広報やチラシを見て興味を持ったから |
| 4. 知人に誘われたから | 9. イベントに参加したら楽しかったから |
| 5. 質の高い指導者がいるから | 10. その他(具体的に:) |

【問30で「2. 言葉だけ聞いたことがある」「3. 初めて聞いた」と回答した方及び

問31で「2. 入会していない」と回答した方にかがいます。】

問33 「総合型地域スポーツクラブ」に入会していない理由は何ですか。

(○は3つまで)

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 忙しくて時間がないから | 7. 興味のある種目の教室がないから |
| 2. 入会方法がわからないから | 8. 1人で活動したいから |
| 3. 会費が高いから | 9. 関心がないから |
| 4. 活動内容がわからないから | 10. 知らなかった |
| 5. 活動場所が遠方であるから | 11. その他(具体的に:) |
| 6. 仲間がないから | |

【すべての方にかがいます。】

問 34 過去 1 年間に運動・スポーツに関わるボランティア活動に参加したことがありますか。(○は 1 つ)

1. 参加したことがあります、今後も参加する予定
2. 参加したことはあるが、今後、参加する予定はない
3. 参加したことはないが、今後、参加したい
4. 参加したことがなく、今後も参加する予定はない

【問34で「参加したことがある」と回答した方にかがいます。】

問 35 参加したことがあるボランティア活動は何ですか。(○はいくつでも)

1. 日常的なスポーツの指導・審判
2. 日常的な団体・クラブの運営や施設管理
3. 地域のスポーツイベントの審判
4. 地域のスポーツイベントの運営や運営補助
5. 国際的・全国的なスポーツイベントの審判
6. 国際的・全国的なスポーツイベントの運営や運営補助
7. その他 ()

【すべての方にかがいます。】

問 36 運動やスポーツに参加するための情報をどのようにして入手していますか。
(○はいくつでも)

1. 市の窓口・電話で問合せ
2. 市の広報誌・ホームページ
3. 市の施設等のチラシやパンフレット
4. 町会回覧や掲示板
5. 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ
6. 家族・友人・知人からの紹介
7. 所属クラブ・団体などを通じて
8. インターネット
9. その他 ()
10. 特に入手していない

7. 市が管理・運営する公共のスポーツ施設や行事、団体について

【すべての方にうかがいます。】

問 37 公共スポーツ施設を利用されたことがある場合、次のうち、どの施設を利用されましたか。(○はいくつでも)

利用されたことがない場合は、「利用したことがない」に○をつけて下さい。

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1. 体育館・屋内運動場 | 4. グラウンド |
| 2. プール | 5. その他(具体的に: _____) |
| 3. テニスコート | 6. 利用したことがない → 問 40 へ |

問 38 公共スポーツ施設を利用して、全般にどの程度満足していますか。(○は1つ)

- | | |
|---------|-----------------|
| 1. 満足 | → 問 40 へ進んでください |
| 2. やや満足 | |
| 3. やや不満 | |
| 4. 不満 | |

→ 【問38で「3. やや不満」「4. 不満」と回答した方にうかがいます。】

問 39 どのような点が不満ですか。(○は3つまで)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 交通の便 | 7. 駐車台数 |
| 2. 利用日や利用時間 | 8. 利用料金 |
| 3. プログラム内容 | 9. 利用手続き |
| 4. 利用できる運動種目 | 10. その他 |
| 5. 施設の各種機器・設備 | (具体的に: _____) |
| 6. 施設数 | |

→ 問 41 へ進んでください

【問 37 で「6. 利用したことがない」と回答した方及び 問 38 で「1. 満足」「2. やや満足」と回答した方にうかがいます。】

問 40 公共スポーツ施設を利用したことがない理由は何ですか。(○は1つ)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 運動やスポーツに興味がないから | 6. 利用したい時に利用できないから |
| 2. 利用できることを知らなかったから | 7. スポーツの後の憩いの場がないから |
| 3. 施設があることを知らなかったから | 8. 特にない |
| 4. 利用手続きが面倒だから | 9. その他 (_____) |
| 5. 施設・設備がよくないから | |

【すべての方にうかがいます。】

問41 公共スポーツ施設に対して、何か望むことがありますか。(○は3つまで)

1. 身近で利用できるよう、施設を増やす
2. 指導者の配置
3. 初心者向けのスポーツ教室やスポーツ行事の充実
4. 利用手続き、料金の支払い方法等の簡略化
5. 利用時間帯の拡大(早朝、夜間等)
6. 利用曜日の拡大(休館日)
7. 利用案内等の広報の充実
8. アフタースポーツのための施設(レストラン等)の充実
9. 健康やスポーツに関する情報の充実
10. 託児施設の充実
11. その他(具体的に:)
12. 特にない

問42 茨木市内で行われるスポーツ行事で知っているものに○印をつけてください。
(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. スポーツフェスティバル | 13. バドミントン大会 |
| 2. ソフトテニス大会 | 14. 剣道大会 |
| 3. マラソン大会 | 15. ゲートボール大会 |
| 4. バレーボール大会 | 16. インディアカ大会 |
| 5. テニス大会 | 17. ウォークラリー |
| 6. 軟式野球大会 | 18. 柔道大会 |
| 7. ソフトボール大会 | 19. ゴルフ大会 |
| 8. バスケットボール大会 | 20. 水泳大会 |
| 9. 陸上競技大会 | 21. グラウンド・ゴルフ大会 |
| 10. ソフトバレーボール大会 | 22. その他() |
| 11. 卓球大会 | 23. いずれの行事も知らな |
| 12. サッカー大会 | |

問43 茨木市内で活動しているスポーツに関する団体で知っているものに○印をつけてください。(○はいくつでも)

1. 茨木市体育協会(各連盟・協会、スポーツ少年団含)
2. 茨木市スポーツ推進委員協議会(スポーツ推進委員)
3. 茨木東スポーツクラブ レッツ
4. 茨木北スポーツクラブ・オーク
5. その他(具体的に:)
6. いずれの団体も知らない

8. 学校スポーツ施設について

【すべての方にうかがいます。】

問44 この1年間に、茨木市内の学校体育施設（小・中学校の体育館や運動場など）を利用したことがありますか。（○は1つ）

1. ある

2. ない → 問46へ

【問44で「1. ある」と回答した方にお聞きします】

問45 学校体育施設を利用して、全般に満足していますか。（○は1つ）

1. 満足

3. やや不満

2. やや満足

4. 不満

9. 茨木市における今後のスポーツ振興について

【すべての方にうかがいます。】

問46 今後、茨木市でのスポーツ振興のために、特にどのような施策に取り組むべきだと思いますか。（○は5つまで）

1. スポーツに関する相談窓口の充実
2. スポーツに関する広報活動
3. 小中学校の運動部・クラブ活動の充実
4. 初心者向けスポーツ教室の充実
5. スポーツ施設の整備・充実
6. 学校体育施設の開放・整備
7. 地域におけるクラブや同好会・サークル活動への支援
8. 総合型地域スポーツクラブの充実
9. 指導者の育成
10. スポーツボランティアの育成
11. 年齢層にあったスポーツ種目の開発普及
12. スポーツを通じた地域交流、自治体間交流の推進
13. 各種スポーツ大会やイベントの開催
14. 競技力の向上
15. スポーツ科学（スポーツ医科学）の導入
16. その他（具体的に： _____）
17. 特にない

10. 障害のある人とない人のスポーツによる交流について

【すべての方にうかがいます。】

問47 障害のある人とない人が、一緒にスポーツをする機会に参加したことがありますか。(〇は1つ)

1. ある

2. ない

3. わからない

【問47で「1. ある」と回答した方にお聞きします】

問48 どのようなスポーツでしたか(種目名:)

【すべての方にうかがいます。】

問49 障害のある人とない人が一緒にスポーツを楽しむことについてどう思いますか。(〇は1つ)

1. よい

3. どちらかと言えば別にするのが良い

2. どちらかと言えばよい

4. 別にするのが良い

茨木市民のスポーツ・体育施設等に関する意識調査

調 査 票



＝ 御記入にあたってのお願い ＝

- このアンケート調査は個人を対象にしていますので、封筒のあてなのかた御自身のお考えで回答してください。
- 回答は、質問ごとに用意してある答えの中から、あなたの状況や考えに最も近い番号に○印をつけて下さい。また、内の表から選ぶ質問は、その表のあてはる番号を()内及び内に記入してください。
- 回答項目の中で、「その他」の番号に○印をつけられたかたは、()内に具体的にお書きください。
- 御回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に無記名で、一週間ぐらいの内に御返送ください。
- 御回答いただく期限は、10月15日(火)となっています。

☆ この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

茨木市教育委員会指導部社会体育課(市民体育館内)

TEL (26) 3821

I. 回答者の現況について

(1) あなたのお住まいはどこですか。小学校区、または町名でお答えください。

- | | | |
|-------------|---------------|------------|
| 1. 茨木小学校区 | 2. 春日小学校区 | 3. 春日丘小学校区 |
| 4. 三島小学校区 | 5. 中条小学校区 | 6. 玉櫛小学校区 |
| 7. 安威小学校区 | 8. 玉島小学校区 | 9. 福井小学校区 |
| 10. 清溪小学校区 | 11. 忍頂寺小学校区 | 12. 大池小学校区 |
| 13. 豊川小学校区 | 14. 中津小学校区 | 15. 東小学校区 |
| 16. 水尾小学校区 | 17. 郡山小学校区 | 18. 太田小学校区 |
| 19. 天王小学校区 | 20. 葦原小学校区 | 21. 郡小学校区 |
| 22. 庄栄小学校区 | 23. 沢池小学校区 | 24. 畑田小学校区 |
| 25. 山手台小学校区 | 26. 耳原小学校区 | 27. 穂積小学校区 |
| 28. 白川小学校区 | 29. 東奈良小学校区 | 30. 西小学校区 |
| 31. 西河原小学校区 | 32. 町名の場合 () | |

(2) あなたの年齢は、何歳代ですか。(平成3年8月1日現在)

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1. 20歳代 | 2. 30歳代 | 3. 40歳代 | 4. 50歳代 |
| 5. 60歳代 | 6. 70歳代 | 7. 80歳代 | |

(3) あなたの性別は。

- | | |
|------|------|
| 1. 男 | 2. 女 |
|------|------|

(4) あなたの職業は、どの分野ですか。

- | | | |
|------------|------------|----------|
| 1. 勤 労 者 | 2. 自 営 業 者 | 3. 経 営 者 |
| 4. 主 婦 | 5. 学 生 | 6. 無 職 |
| 7. その他 () | | |

(5) あなたの通勤(通学)先と所要時間について

① 通勤先はどこですか。

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|--------|
| 1. 茨木市内 | 2. 隣接市町内 | 3. 大阪市内 | 4. 大阪府内 | 5. 他府県 |
|---------|----------|---------|---------|--------|

② 所要時間はどれくらいですか。

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1. 30分以内 | 2. 60分以内 | 3. 90分以内 | 4. 90分以内 |
|----------|----------|----------|----------|

(6) あなたの休日はどれくらいありますか。

(該当する項目で、右の表から番号を選んでください。)

1. 決まった休日がある ()

- | | |
|----------|--------|
| ①週1日未満 | ②週1日 |
| ③平均週1.5日 | ④週2日以上 |

2. 決まった休日がない ()

- | | |
|----------|----------|
| ①全くない | ②平均週1日未満 |
| ③平均週1日 | ④平均週1.5日 |
| ⑤平均週2日以上 | |

II. 回答者のスポーツ・運動等実施状況について

(1) あなたはどれくらいの割合でスポーツ・運動を行っていますか。

1. 週3～4回以上 2. 週1～2回 3. 月1～2回
4. 月1回未満 5. していない

(2) 1回に行うスポーツ・運動の時間はどれくらいですか。

1. 30分以内 2. 1時間以内 (3) 2時間以内回 (4) 2時間以上

(3) あなたの行っているスポーツ・運動の種目はどれですか。

(3種目まで複数の回答をしてもらってもよろしいです。)

1. テニス 2. ソフトボール 3. 野 球 4. 陸上競技
5. ハイキング 6. ウォーキング 7. ジョギング 8. バレーボール
9. バドミントン 10. サッカー 11. ラグビー 12. バasketボール
13. 水 泳 14. スキー 15. スケート 16. 卓 球
17. 柔 道 18. 剣 道 19. 空手道 20. サイクリング
21. 拳 法 22. 弓 道 23. ゴルフ 24. 健康体操
25. リズム体操 26. ゲートボール 27. グランドゴルフ
28. その他 ()

(4) あなたは主にどこでスポーツ・運動を行っていますか。

- | | | |
|--------------------------------|----------------|--------------|
| 1. 市内の公共施設 | 2. 市外の公共施設 | 3. 職場（学校）の施設 |
| 4. 市内の民間（商業）施設 | 5. 市外の民間（商業）施設 | |
| 6. その他（ ） | | |

(5) その施設は有料ですか・無料ですか。

- | | |
|--------|--------|
| 1. 有 料 | 2. 無 料 |
|--------|--------|

(6) あなたがスポーツ・運動を行う理由はなんですか。

（2つまで複数の回答をしてもらってもよろしいです。）

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| 1. 技術向上のため | 2. 運動不足解消のため |
| 3. 健康・体力の維持増進のため | 4. 気分転換を図るため |
| 5. 気晴らしのため | 6. 仲間との親睦を深めるため |
| 7. 美容のため | 8. リハビリ・医師の指導による |
| 9. その他（ ） | |

(7) あなたがスポーツ・運動を行わない理由はなんですか。

- | | | |
|--------------------------------|------------------|---------------|
| 1. 身近な所に施設がない | 2. 時間がない | 3. 一緒にする仲間がない |
| 4. よい指導者がいない | 5. 必要がないから | 6. 病弱だから |
| 7. 疲れるから | 8. スポーツが嫌い・苦手だから | |
| 9. その他（ ） | | |

(8) 今後やりたい、やってみたいスポーツ・運動はなんですか。

（3種目まで複数の回答をしてもらってもよろしいです。）

- | | | | |
|------------------------------|------------|---------------------------------|--------------|
| 1. テニス | 2. ソフトボール | 3. 野 球 | 4. 陸上競技 |
| 5. ハイキング | 6. ウォーキング | 7. ジョギング | 8. バレーボール |
| 9. バドミントン | 10. サッカー | 11. ラグビー | 12. バスケットボール |
| 13. 水 泳 | 14. スキー | 15. スケート | 16. 卓 球 |
| 17. 柔道・剣道 | 18. 空手道・拳法 | 19. 登 山 | 20. サイクリング |
| 21. ゴルフ | 25. 健康体操 | 23. リズム体操 | 24. 弓道・7-チリ- |
| 25. ゲートボール・グラウンドゴルフ等のニュースポーツ | | | 26. マリンスポーツ |
| 27. スカイスポーツ | | 28. その他（ ） | |

Ⅲ. 市内の公共体育施設利用状況について

(1) 次の名称の施設を知っていますか。知っている施設すべてに○印をつけてください。

- | | | |
|-------------|--------------|-------------|
| 1. 東青少年運動広場 | 2. 西青少年運動広場 | 3. 南青少年運動広場 |
| 4. 北青少年運動広場 | 5. 忍頂寺スポーツ公園 | 6. 島3号公園 |
| 7. 若園公園 | 8. 西河原公園 | 9. 中央公園 |
| 10. 第1市民プール | 11. 第2市民プール | 12. 市民体育館 |
| 13. 沢良宜公園 | | |

(2) 昨年4月から今年6月までで、次の施設を使用したことがありますか。使用したことのある施設には、施設の()の中に「表1」から、該当する番号を選んで回答してください。

また、使用していない施設の理由と、使用した施設で何か感じる施設には、その施設の の中に「表2」の中から該当する番号を選んで回答してください。

「表1」

- | | | |
|--------|--------|--------|
| ①年5回以内 | ②月1回未満 | ③月1回程度 |
| ④月1～2回 | ⑤週1～2回 | ⑥週3回以上 |

「表2」

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1. 施設・設備が十分でない | 2. 駐車場がない |
| 3. 指導者がいない | 4. 自分のするスポーツと関係がない |
| 5. 時間がない | 6. 一緒に行く仲間がいない |
| 7. いつも一杯で使えない | 8. 利用の必要性を感じない |
| 9. 申込方法が複雑・不便 | 10. 職場・学校の施設を使用する |
| 11. 民間(商業)施設を使用する | |

① グラウンドについて

- | | | | |
|------------------|--------------------------|-----------------|--------------------------|
| 1. 東青少年運動広場 () | <input type="checkbox"/> | 2. 西青少年運動広場 () | <input type="checkbox"/> |
| 3. 南青少年運動広場 () | <input type="checkbox"/> | 4. 北青少年運動広場 () | <input type="checkbox"/> |
| 5. 忍頂寺スポーツ公園 () | <input type="checkbox"/> | 6. 島3号公園 () | <input type="checkbox"/> |
| 7. 西河原公園 () | <input type="checkbox"/> | 8. 府立高校 () | |
| 9. 市立中学校 () | | 10. 市立小学校 () | |
| 11. 私立学校 () | | 12. 沢良宜公園 () | <input type="checkbox"/> |
| 13. どこも使用していない | <input type="checkbox"/> | | |

② 庭球場について

- | | | | |
|-----------------|--------------------------|------------------|--------------------------|
| 1. 東青少年運動広場 () | <input type="checkbox"/> | 2. 西青少年運動広場 () | <input type="checkbox"/> |
| 3. 北青少年運動広場 () | <input type="checkbox"/> | 4. 忍頂寺スポーツ公園 () | <input type="checkbox"/> |
| 5. 若園公園 () | <input type="checkbox"/> | 6. 中央公園 () | <input type="checkbox"/> |
| 7. 西河原公園 () | <input type="checkbox"/> | 8. 郡山公園 () | <input type="checkbox"/> |
| 9. どこも使用していない | <input type="checkbox"/> | | |

③ 夜間照明施設について

- | | | | |
|-------------------|--------------------------|------------------|--------------------------|
| 1. 西青少年グラウンド () | <input type="checkbox"/> | 2. 北青少年グラウンド () | <input type="checkbox"/> |
| 3. 島3号公園グラウンド () | <input type="checkbox"/> | 4. 中央公園グラウンド () | <input type="checkbox"/> |
| 5. 東少年庭球場 () | <input type="checkbox"/> | 6. 西少年庭球場 () | <input type="checkbox"/> |
| 7. 北少年庭球場 () | <input type="checkbox"/> | 8. 中央公園庭球場 () | <input type="checkbox"/> |
| 9. どこも使用していない | <input type="checkbox"/> | | |

④ 体育館について

- | | | |
|------------------------------|-----|--------------------------|
| 1. 市民体育館第1体育室 (メインアリーナ=大体育室) | () | <input type="checkbox"/> |
| 2. 市民体育館第2体育室 (卓球等) | () | <input type="checkbox"/> |
| 3. 市民体育館第3体育室 (剣道・空手・リズム体操等) | () | <input type="checkbox"/> |
| 4. 市民体育館第4体育室 (柔道・健康体操等) | () | <input type="checkbox"/> |
| 5. 市民体育館第5体育室 (トレーニング等) | () | <input type="checkbox"/> |
| 6. 府立高校体育館 | () | |
| 7. 市立中学校体育館 | () | |
| 8. 市立小学校体育館 | () | |
| 9. 私立学校体育館 | () | |
| 10. どこも使用していない | | <input type="checkbox"/> |

⑤ プールについて

- | | | |
|---------------------|-----|----------------------|
| 1. 第1市民プール(夏期) | () | <input type="text"/> |
| 2. 第2市民プール(夏期) | () | <input type="text"/> |
| 3. 第2市民プール(温水9月~6月) | () | <input type="text"/> |
| 4. 市立中学プール | () | |
| 5. 市立小学プール | () | |
| 6. どこも使用していない | | <input type="text"/> |

IV. 社会体育施設の整備充実について

(1) 本市の社会体育施設の現状についてお答えください。

① 充実していますか

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. 充実していると思う | 2. ほぼ充実していると思う |
| 3. あまり充実していないと思う | 4. 充実していないと思う |

② その理由はなんですか

(2つまで複数の回答をしてもらってもよろしいです。)

*①で「1もしくは2」と回答された方のみお答えください。

- | | |
|--------------------|---------------|
| 1. 施設の数が多い | 2. 施設の種類の少ない |
| 3. 施設の内容が立派である | 4. 施設の規模が小さい |
| 5. 管理・指導体制が十分できている | 6. 身近な所にある |
| 7. 周辺整備がよくできている | 8. 使用料金が低額である |
| 9. その他() | |

*①で「3もしくは4」と回答された方のみお答えください。

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 施設の数が少ない | 2. 施設の種類が多い |
| 3. 施設の内面が不十分 | 4. 施設の規模が立派である |
| 5. 身近な所にない | 6. 管理・指導体制が不十分 |
| 7. 周辺の環境整備が不十分 | 8. 使用料金が高額である |
| 9. その他() | |

(2) 本市の社会体育施設の利用上の問題について何か御意見があれば、お寄せください。

[]

(3) 今後、茨木市が施設を建設する場合についてお答えください。

① どのような種類の施設を望みますか。

(2つまで複数の回答をしてもらってもよろしいです。)

- | | | |
|-----------------------|------------|-------------------|
| 1. 陸上競技場 | 2. 総合体育館 | 3. 小規模体育館 |
| 4. 野球場 | 5. 屋内温水プール | 6. 屋外プール |
| 7. 武道館 | 8. 庭球場 | 9. 多目的グラウンド(運動広場) |
| 10. 球技場(サッカー、ラグビー場など) | | |
| 11. その他() | | |

② どのような内容のものを望みますか。御意見があれば、お寄せください。

[]

(4) その他、体育・スポーツに関することについて何でも結構ですので、御意見等をお寄せください。

[]

調査に御協力いただきましてまことにありがとうございました。

【スポーツ推進計画策定スケジュール】

- 6月18日(木) 第1回スポーツ推進審議会
(委員委嘱、諮問、趣旨・概要・状況等説明、
市民意識調査項目について)
- 7月 市民意識調査実施(集約、分析)
- 8月 第2回スポーツ推進審議会
(調査分析の報告、骨子案の作成)
- 9月 第3回スポーツ推進審議会
(基本方針、目標等の検討・協議)
- 11月 第4回スポーツ推進審議会
(素案の検討・協議、素案の作成)
- 12月 パブリックコメント募集
- 12月 第5回スポーツ推進審議会
(パブリックコメント結果の素案への反映、協議)
- 2月 第6回スポーツ推進審議会
(計画案の検討、協議、計画案の答申)
- 3月 茨木市スポーツ推進計画の策定

()

()